

静岡市訪問介護等利用者負担助成実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、介護保険の円滑な実施を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、第8条第15項に規定する夜間対応型訪問介護及び第8条の2第1項に規定する介護予防訪問介護（以下「訪問介護等」という。）の利用者に対し、その予算の範囲内において、その訪問介護等の利用者負担額の一部を助成するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 障害者自立支援法ホームヘルプサービス 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第2条第1項の規定に基づくホームヘルプサービスをいう。
- (2) 利用者負担額 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）（以下「費用算定基準告示」という。）により算定した訪問介護等に係る費用の額（その額が現に当該訪問介護等に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護等に要した費用の額とする。以下「サービス費用額」という。）から訪問介護等に係る法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費又は法第53条第1項に規定する介護予防サービス費又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当サービスを受けた場合における特例居宅介護サービス費若しくは法第54条第1項第2号に規定する基準該当サービスを受けた場合における特例介護予防サービス費の額を控除した額をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、障害者自立支援法ホームヘルプサービスの利用に当たり、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第15号）第17条第4項に規定する「要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるもの」（以下「要保護者等」という。）として定率負担額が0円となっていたものであつて、平成18年7月1日以降に引き続き障害者自立支援法ホームヘルプを利用したとした場合にあつては要保護者等に該当することとなる収入であるもの（引き続きこの要綱による助成を受けている者に限る。）のうち次の各号のいずれかに該当することとな

るものとする。

(1) 居宅要介護被保険者等のうち65歳の年齢到達前の1年の間に、障害者ホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）及び障害者自立支援法ホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助に限る。）を利用した実績がある者で65歳に到達したことにより介護保険の対象者となったもの

(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条に規定する特定疾病により居宅要介護被保険者等となった者

（助成額）

第4条 この要綱による助成の額については、サービス費用額の100分の10に相当する額とする。

2 助成の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（助成の申請及び認定）

第5条 助成を受けようとする者は、訪問介護等利用者負担額減額認定申請書（第1号様式）を市長に提出し、助成対象者の認定を受けるものとする。

2 前項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、速やかに調査決定し、その結果を訪問介護等利用者負担額減額認定（不認定）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、第3条に規定する助成の対象者であると認めたときは、訪問介護等利用者負担額減額認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。ただし、助成の対象者でないと認めたときは、理由を付して当該通知書により通知するものとする。

（認定証の有効期間）

第6条 認定証の適用年月日は申請のあった月の初日とする。なお、更新申請の場合は、当該年度の7月1日からとする。

2 認定証の有効期限は、認定証を発行した月の属する年度の翌年度（認定証を発行した月が4月から6月までの場合にあつては、当該月の属する年度）の6月末日までとする。

（認定証の更新）

第7条 認定証の交付を受けた者（以下「交付済者」という。）は、有効期間の満了後においても認定証の交付が必要な場合には、認定証の更新の申請を行うことができる。

2 前項の申請をしようとする者は、当該有効期間の満了の日までに、訪問介護等利用者負担額減額更新認定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

3 第5条第3項の規定は、第1項の認定証の更新について準用する。

（認定証の再交付）

第8条 交付済者は、交付された認定証を紛失し、又は破損した場合には、認定証の再交付を市長に申請することができる。

2 破損した場合の第1項の申請には、前項の申請書に、その証を添えなければならない。

3 第1項の申請により認定証の再交付を受けた者が、紛失した認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市に返還しなければならない。

(住所等の変更)

第9条 交付済者は、住所又は氏名を変更した場合には、速やかに訪問介護等利用者負担額減額認定証記載事項変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の届出の際には、被保険者証を市長に提示するものとする。

(認定証の返還)

第10条 交付済者は、次の事由が生じたときは、遅滞なく認定証を市長に返還しなければならない。

(1) 認定証の有効期限に至ったとき。

(2) 被保険者の資格を喪失したとき。

(3) 居宅要介護被保険者等でなくなったとき。

(4) 第3条に規定する助成の対象者に該当しなくなったとき。

(5) その他認定証を必要としなくなったとき。

2 市長は、交付済者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定証を返還させることができる。

(1) 認定証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

(2) 虚偽の届出を行う等不正な行為があったとき。

(訪問介護等の利用)

第11条 交付済者は、訪問介護等を利用する際、当該訪問介護等を提供する事業者（以下「事業者」という。）に対して認定証を提示するとともに、利用者負担額から助成額を控除して得た額を当該事業者を支払わなければならない。

(事業者の請求)

第12条 助成の対象者が前条の規定により訪問介護等を利用した場合には、事業者は、当該助成額を静岡県国民健康保険団体連合会に請求するものとする。

2 前項に規定する請求の方法については、介護保険給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の規定に基づき行うものとする。

(助成の方法)

第13条 第4条に規定する助成額の助成は、事業者に支払うことにより行う。

2 前項の規定による支払があったときは、当該助成の対象者に対して助成があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、交付済者が、訪問介護等を利用し、利用者負担額を支払った場合において、市長が特別の理由があると認めるときは、市長は、交付金を当該交付済者に対して支払うものとする。

4 前項の規定により、交付金を受けようとする交付済者は、訪問介護等利用者負担額減額差額支給申請書（第5号様式）に当該訪問介護の費用に係る領収証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（他の給付制度との適用関係）

第14条 この要綱と次の各号に掲げる給付制度との適用関係は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）社会福祉法人等利用者負担額軽減補助金交付事業との適用関係については、この要綱に基づく助成を優先して適用をするものとする。

（2）介護保険法の規定による高額介護サービス費（法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。）及び高額介護予防サービス費（法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。）との適用関係については、この要綱に基づく助成を行った上で、当該助成後の利用者負担額により高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日の前日までに、合併前の静岡市訪問介護利用者負担額減額実施要綱（平成12年4月1日施行）又は清水市訪問介護利用者負担助成要綱（平成12年4月1日施行）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（老人ホームヘルプサービス利用者等に係る助成の廃止）

3 第3条第1項第1号及び第2号に規定する者に係る第4条第1項の規定による助成は、平成17年3月31日までに利用した訪問介護限り廃止するものとする。

(経過措置対象者の補助率の特例)

- 4 経過措置対象者の補助率については、静岡市訪問介護利用者負担助成実施要綱の一部を改正する要綱(平成18年度適用)の規定による改正後の静岡市訪問介護等利用者負担助成実施要綱第4条の規定にかかわらず、平成19年7月1日から平成20年6月30日まではサービス費用額の100分の4に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに利用した訪問介護に係る助成の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡市訪問介護利用者負担助成実施要綱の様式により提出されている文書は、改正後の静岡市訪問介護利用者負担助成実施要綱の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の静岡市訪問介護利用者負担助成実施要綱様式第1号、第4号及び第5号により作成されている文書は、当分の間使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中第1条の規定及び次項の規定は平成18年10月2日から、第2条の規定は平成20年7月1日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱中第1条の改正規定は、平成18年度の補助金から適用する。

様式第1号（第5条、第7条関係）

訪問介護等利用者負担額減額（更新）認定申請書
 （法施行時の訪問介護等利用者負担軽減措置）

フリガナ		保険者番号	221002			
被保険者氏名		被保険者番号				
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性別	男 ・ 女			
住 所	電話番号					
利用者負担額減額申請理由	1. 所得が少なく1割の利用者負担が困難なため 2. その他（ ） 身体障害者手帳 有 ・ 無 （ 級 No. ）					
	氏 名	生年月日	性別	生計中心者に○をつけて下さい		
世帯構成	世帯主					
	世帯員					
（あて先）静岡市長 上記のとおり訪問介護等の利用者負担額に係る減額を申請します。 年 月 日 住所 申請者 電話番号 氏名 （被保険者との関係： ）						

様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

訪問介護等利用者負担額減額認定（不認定）通知書
（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置）

静岡市長 氏 名 ㊟

先に申請のありました訪問介護等利用者負担額減額については、次のとおり認定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定区分	認定	適用年月日	平成	年	月	日	(認定内容)												
		有効期限	平成	年	月	日													
		公費負担者番号	[Grid]																
		公費受給者番号	[Grid]																
	不認定	(理由)																	

様式第4号（第9条関係）

訪問介護等利用者負担額減額認定証記載事項変更届出書

年 月 日

（あて先）静岡市長

被保険者名

訪問介護等利用者負担額減額認定証の記載事項を変更したので、静岡市訪問介護等利用者負担助成実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

住 所	新	〒 — (電話番号 — —)
	旧	〒 — (電話番号 — —)
フリガナ 氏 名	新	
	旧	

注 被保険者氏名欄には、被保険者が署名し、又は記名押印してください。

